

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険資格管理・給付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、国民健康保険資格管理・給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

平成27年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1) 国民健康保険被保険者資格の取得、異動等に関する事務 (2) 国民健康保険被保険者証等に関する事務 (3) 医療保険の給付に関する事務 (4) 国民健康保険関連台帳の照会に関する事務 (5) 国民健康保険被保険者を対象とした保健事業に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格・給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(項番1、2、3、4、5、12、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(項番42、43)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長	町民生活課長 中村 富志男
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	町民生活課保険係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1151)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民生活課保険係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1151)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

